静岡県告示第14号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年5月10日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年5月10日

静岡県知事 川勝平太

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
富士宮市上条字堰道1471番の1 富士宮市上条字堰道1444番の3										令和元年5月10日